

令和8年度 介護サービス事業所集団指導 (居宅介護支援・地域包括支援センター編)

多治見市役所 市民福祉部 高齢福祉課

目次

1. 令和8年度介護報酬改定について
 - 介護職員等処遇改善加算の拡充
 - 基準費用額(食費)の見直し
2. 管理者に係る経過措置の終了について
3. ケアプラン点検について
4. 職場におけるハラスメントの防止について
5. 今年度の方針と運営指導における主な指摘事項について

1. 令和8年度介護報酬改定について

令和8年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和7年12月24日）（抄）

「強い経済」を実現する総合経済対策」において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。具体的には、政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による改定率は+2.03%（国費+518億円（令和8年度予算額への影響額））となる。

- ・ 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。

※ 合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。

- ・ 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設ける。
- ・ また、令和9年度介護報酬改定を待たずに、介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げる（低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は1日当たり30～60円引上げ）。

なお、令和9年度介護報酬改定においては、介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、「介護事業経営実態調査」等において、介護サービス事業者の経営状況等について把握した上で、物価や賃金の上昇等を適切に反映するための対応を実施する。同時に、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護給付の効率化・適正化に取り組む必要がある。今般の有料老人ホームに関する制度改正の内容も踏まえつつ、サービスの提供形態に応じた評価の在り方について所要の措置を講じることを検討する。

介護職員等処遇改善加算の拡充

令和8年6月から、

- ・生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乘せの加算区分を創設
- ・これまで加算の対象外だった居宅介護支援等に加算を創設

【要件】①又は②のどちらかを満たすこと

- ①キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）、
キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）、職場環境等要件
- ②令和8年度特例要件

令和8年度中の
対応の誓約で
算定可能

介護職員等処遇改善加算の拡充

キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）

- 職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件とそれに応じた賃金体系を定めていること。
- 就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての職員に周知していること。

キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

- 資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、研修の機会を確保、実施していること。また、それらを全ての職員に周知していること。

介護職員等処遇改善加算の拡充

キャリアパス要件Ⅱ

- a: 計画に沿って研修機会の提供又は技術指導を実施し、職員の能力評価を行うこと。
- b: 資格取得のための支援(費用援助等)を実施すること。

職場環境等要件

- 以下の区分ごとに1以上(生産性向上は2以上)の取組を行うこと。

入職促進に向けた取組

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

両立支援・多様な働き方の支援

腰痛を含む心身の健康管理

生産性向上のための取組

やりがい・働きがいの醸成

介護職員等処遇改善加算の拡充

注) 令和8年度特例要件：ア～ウのいずれかを満たすこと。

ア) 訪問、通所サービス等

→ケアプランデータ連携システムに加入(※) + 実績報告

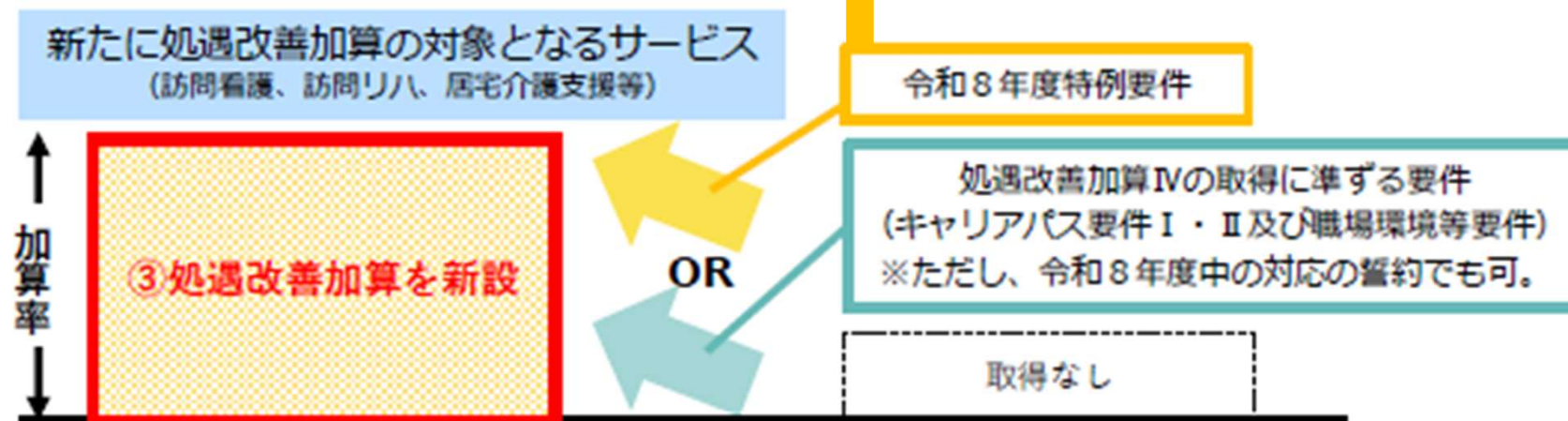
イ) 施設サービス等

→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得(※) + 実績報告

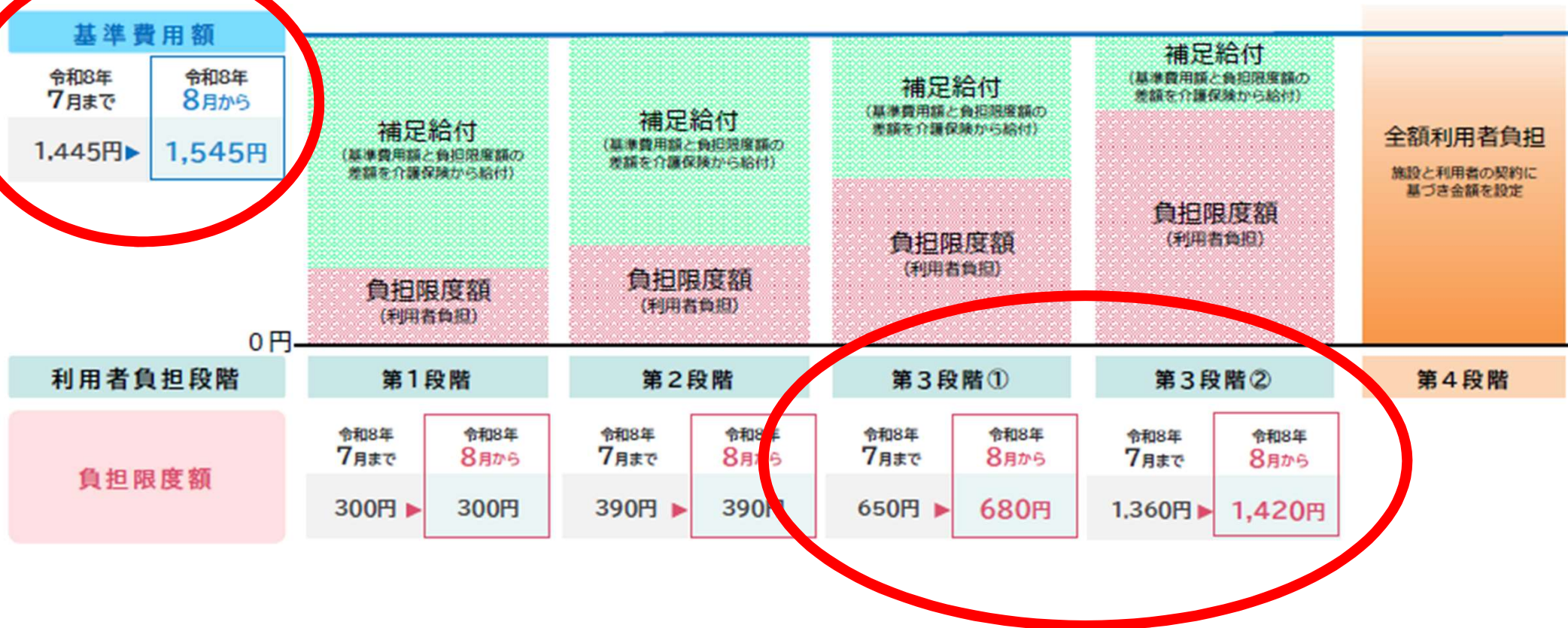
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、利用又は取得の誓約で算定可能とする。

ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

2



基準費用額(食費)の見直し



R8.8～ 補足給付(負担限度額認定)の仕組み

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額(基準費用額)と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護(予防)サービス費として給付。

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
			預貯金額(夫婦の場合)(※)
	第1段階	・生活保護受給者	要件なし
		・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者	1,000万円(2,000万円)以下
	第2段階	・世帯全員が	年金収入金額(※) + 合計所得金額が82.65万円以下
	第3段階①	市町村民税 非課税	年金収入金額(※) + 合計所得金額が82.65万円超～120万円以下
	第3段階②		年金収入金額(※) + 合計所得金額が120万円超
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		500万円(1,500万円)以下

			基準費用額 (日額(月額))	負担限度額(日額(月額)) ※短期入所生活介護等(日額) 【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,545円(4.7万円)	300円(0.9万円) 【300円】	390円(1.2万円) 【600円(1.8万円)】	680円(2.1万円) 【1,030円(3.1万円)】	1,420円(4.3万円) 【1,360円(4.1万円)】
居住費	多床室	特養等	915円(2.8万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	530円(1.6万円)
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	697円(2.1万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	530円(1.6万円)
		老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	437円(1.3万円)	0円(0万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)	430円(1.3万円)
	従来型 個室	特養等	1,231円(3.7万円)	380円(1.2万円)	480円(1.5万円)	880円(2.7万円)	980円(3.0万円)
		老健・医療院等	1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,470円(4.5万円)
	ユニット型個室の多床室		1,728円(5.3万円)	550円(1.7万円)	550円(1.7万円)	1,370円(4.2万円)	1,470円(4.5万円)
	ユニット型個室		2,066円(6.3万円)	880円(2.6万円)	880円(2.6万円)	1,370円(4.2万円)	1,470円(4.5万円)

2. 管理者に係る経過措置の終了について

令和3年3月1日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、「管理者を主任介護支援専門員とする要件」の適用を猶予することとしている。



令和9年3月31日で経過措置終了

- 今一度、資格の確認をお願いします。
- 経過措置終了後も、長期療養等やむを得ない理由がある場合のみ、猶予期間を定めた上で管理者を介護支援専門員とすることは可能です。

3. ケアプラン点検について

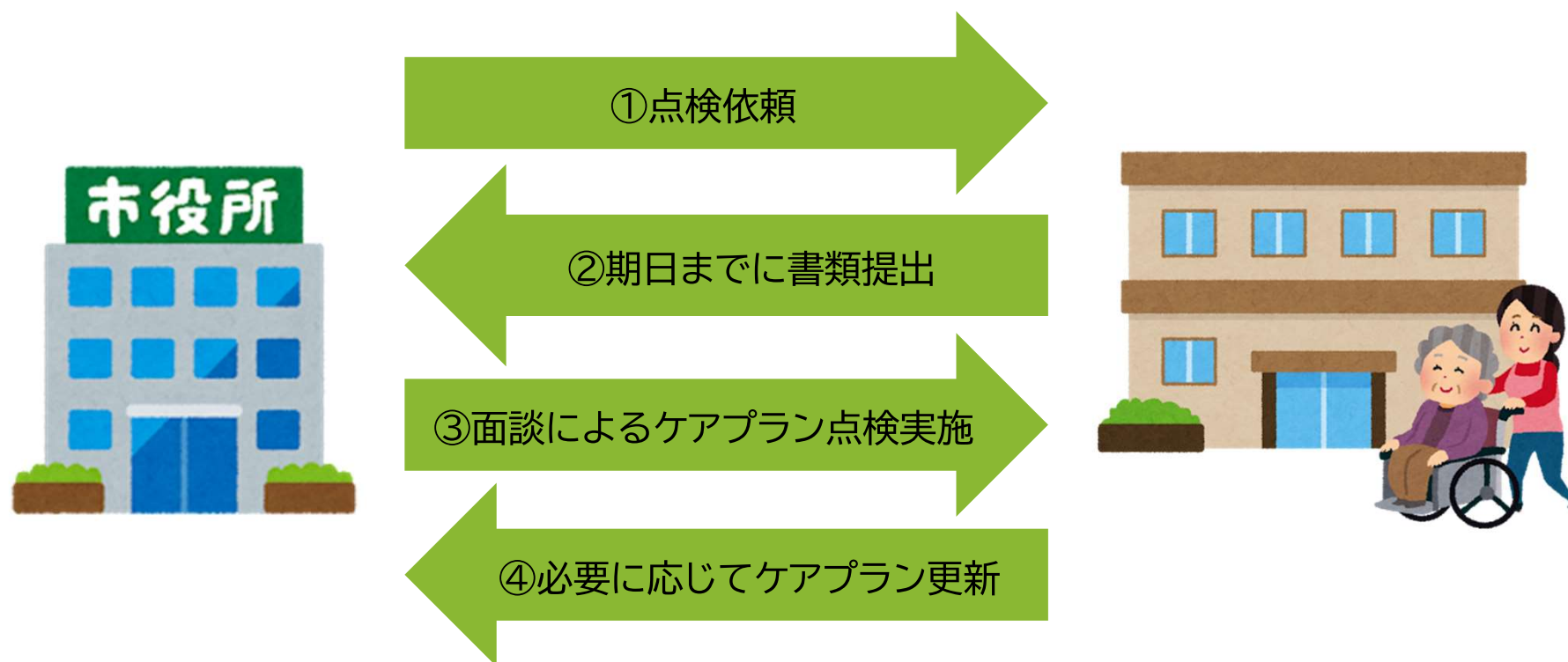
【ケアプラン点検の目的】

「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、
介護支援専門員とともに検証確認しながら、
「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、
その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するため。

令和8年度のケアプラン点検の予定

- 対象事業所 6事業所
- 日程 10月～12月
- 選定事例 ①事業所からの事例(困難事案を抱えているプラン等)
②市からの事例(給付率が高いプラン等)
- 参加者
管理者 担当の介護支援専門員
市職員 包括主任ケアマネ

ケアプラン点検の流れ



4. ハラスメント防止について

令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます。

令和7年6月11日に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第63号)が公布されました。

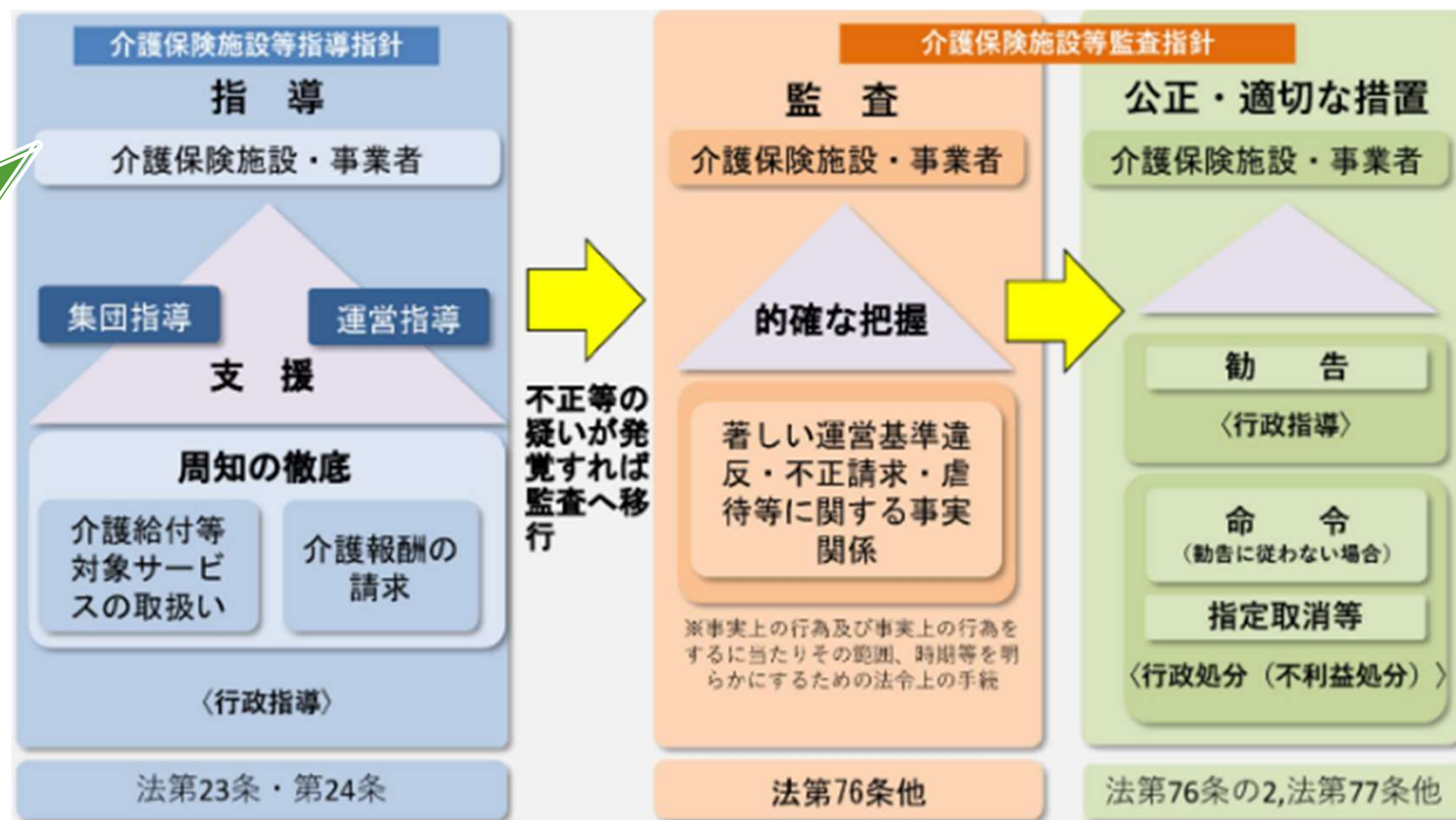
本改正により、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント(いわゆる「求職者等セクハラ」)の防止措置が事業主の義務となります(令和8年10月1日施行)。

詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

職場におけるハラスメントの防止のために(セクシュアルハラスメント/妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント | 厚生労働省

5. 令和8年度運営指導の方針について

指導の目的・・・
「サービスの質の確保」
「保険給付の適正化」



令和7年度の指導の実績

【集団指導】

事業所数:103事業所

参加人数:117名

【運営指導】

地域密着型通所介護:4事業所

グループホーム:5事業所

居宅介護支援:4事業所

総合事業:17事業所

令和8年度の指導の予定

サービス種別	予定数	実施時期
地域密着型サービス	8事業所	8月～1月
居宅介護支援	6事業所	10月～12月
総合事業(※)	10～20事業所	5月～2月頃

※通所介護や訪問介護と合わせて一体的に運営している事業所については、岐阜県との合同指導となります。

5. 運営指導における主な指摘事項

重要事項説明書に関すること

- 記載内容を運営規程や実態と一致させること。
- 「事故発生時の対応」について記載すること。
- 重要事項を見やすい場所に掲示し(又は事業所に備え付け)、ウェブサイトへ掲載すること。

運営規程に関すること

- 「虐待防止のための措置」に関する事項を追加すること。
- 変更があった場合は、変更から10日以内に届け出ること。

5. 運営指導における主な指摘事項

サービス担当者会議に関すること

- ・ 欠席したサービス担当者に対する照会内容についての記録を残すこと。

モニタリングに関すること

- ・ モニタリングを行った際は、その結果について記録を残すこと。

参考

- 令和6年度介護報酬改定について | 厚生労働省
- 令和8年度介護報酬改定について | 厚生労働省
- ケアプラン点検について | 厚生労働省
- 職場におけるハラスメントの防止のために(セクシュアルハラスメント/妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント | 厚生労働省